

## 事前点検シート

計画主体名	しずおかけん まつざきちょう 静岡県・松崎町		
計画期間	H19～H22	総事業費（交付金）	298,000千円（163,700千円）
実施期間	H19～H22		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針に適合しているか		法律及び実施要領第4の1の(2)に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		松崎町第4次総合計画や南伊豆広域市町村圏計画等に掲載されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		すでに地域住民による活性化の話し合いは回を重ねている。
事業の推進体制は整備されているか		松崎町と地域住民による事業推進協議会が組織されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		基盤整備を促進することにより営農条件が改善されるとともに、 <b>附帯事業の実施により施設の必要性を周知し、地域の合意形成・理解を図ることにより、農業従事者の意欲が向上し、定住等が促進されるため、整合性が確保されている。</b>
計画期間・実施期間は適切か		早期事業効果の発現が期待されるため、計画期間4年、実施期間4年は適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か		過疎、半島振興地域に指定され交付率55/100である。交付限度額の範囲にある。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新たに施設整備して地域活性化を図るものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか		本事業にて造成する構造物はおおむね 5 年以上である。 （鉄筋コンクリート排水路：30 年、アスファルト舗装：10 年 等）
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産大臣官房長通知）により適切に行われているか）		土地改良法に基づく費用対効果算定を行っている。（南郷地区） 変更に伴い、本年度土地改良法に基づく費用対効果算定を行っている。（雲見地区）
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか		土地改良法に基づく費用対効果算定の結果、投資効率 1.32 である（南郷地区） 土地改良法に基づく費用対効果算定の結果、投資効率 1.11 である（雲見地区）。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		実施要綱第 3 及び実施要領別表（1）：生産基盤及び施設の整備、要件類別 7、 <b>実施要綱別表（5）：（1）から（4）の事業と一体となって実施する事業事務及び実施要領第 6 による。</b> （農道事業の効率のかつ円滑な実施を図り、効果を増大させるため、棚田保全活動の支援を目的とした研修会やアンケート調査、特産品開発のための研究、マーケティング調査などを実施するものであることから、実施要綱の要件を満たしている。）
個人に対する交付ではないか。また、目的外使用のおそれがないか		事業主体は松崎町、事業内容は基盤整備および <b>その附帯事業</b> であり、目的外に使用されることはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		

利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		農業用排水施設及び道路整備は、最も有効な位置に計画して必要最小限の規模としている。また、区画整理においても有効な必要最小限の計画としている。 <b>附帯事業も保全活動の最低限の支援を行う計画としている。</b>
建設・整備コストの低減に努めているか		用排水路、道路及び区画整理畦畔の法面は土羽としている。また、用排水路断面積も受益地に相当するものとなっており、コストの低減を図っている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか。汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か		優良農地が集積しており、農業用排水施設及び農業用道路整備は必要不可欠である。農業従事者の営農の利便性、意欲は向上する。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		事業申請するにあたり、地域から用地の提供を含めた事業化に向けた強い要望書が提出されている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		<b>事業主体は、松崎町であり、町として事業に対する予算措置をしている。</b>
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		基盤施設は、松崎町で管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注 1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。